

○常総衛生組合行政不服審査会条例

令和5年2月3日

常総衛生組合条例第5号

(設置)

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関として、常総衛生組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(準用規定)

第2条 審査会の組織、調査権限及び手続等については、常総市行政不服審査会条例（令和4年常総市条例第23号）の規定の例による。この場合において、同条例第3条第2項及び第5条第1項中「市長」とあるのは「管理者」と、同条例第16条中「総務部総務課」とあるのは「総務課」と、同条例第17条中「市規則」とあるのは「組合規則」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。